

国民健康保険証が廃止されます

- ・国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき令和6年12月2日に健康保険証は廃止され、新規の発行も終了します。
- ・廃止の時点で発行済みの健康保険証は、改正法の経過措置により廃止日から最長1年間は使用可能と定められており、木更津市の国民健康保険証は最長で令和7年7月31日までの間は引き続き使用することが可能です。

保険証廃止後の予定について

- ・令和6年12月2日以降に国民健康保険に加入される場合はマイナ保険証の利用登録の有無に応じ①**資格情報通知書** もしくは ②**資格確認書** が交付されます。
- ・お持ちの保険証の有効期限が令和7年7月31日の方には、令和7年7月中に送付いたします。

① マイナ保険証をお持ちの方

有効期限（令和7年7月31日）を迎える前に「**資格情報通知書**」を交付します。
医療機関等を受診する際は、マイナ保険証を使用してください。
マイナ保険証を利用できない医療機関を受診する際は、「**資格情報通知書**」をマイナンバーカードと併せて提示してください。

② マイナ保険証をお持ちでない方

有効期限（令和7年7月31日）を迎える前に「**資格確認書**」を交付します。
医療機関等を受診する際は、「**資格確認書**」を提示することで従来の自己負担割合で医療を受けることができます。

※マイナ保険証とは、健康保険証等利用登録が完了したマイナンバーカードのことです。

※別途、10月頃に個人番号（マイナンバー）がオンライン資格確認等システムに正確に登録されていることをご確認いただくために、個人番号の下4桁の情報をお知らせする予定です。

医療費通知の発送時期のお知らせ

医療費通知は年3回の発行となります。

（令和6年1月～5月診療分） 令和6年8月中旬発送
（令和6年6月～10月診療分） 令和7年1月下旬発送
（令和6年11月～12月診療分） 令和7年3月下旬発送

オンライン申請のご案内

一部の申請は木更津市役所のホームページからも申請可能です。

二次元コードを読み取り、カテゴリーは「0301 国保・年金」を選択して対象の申請を選択してください。

【可能な申請】

国民健康保険の加入・脱退
短期人間ドック事業助成申請
被保険者証等送付先変更願
高額療養費支給申請
被保険者証等再交付
限度額適用・標準負担額減額認定証支給申請



オンライン申請
二次元コード

木更津市 市民部 保険年金課 国保給付係

〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎

TEL 0438-23-7014